

(案)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 輸送連絡調整会議設置要綱

平成 27 年 7 月 30 日 決定

最終改正 平成 29 年 5 月 18 日

(設置目的)

第 1 条 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）における輸送について、輸送関係者間の意見調整を図るとともに、輸送方針の策定等を目的として、輸送連絡調整会議を設置する。

(検討事項)

第 2 条 輸送連絡調整会議は、次の事項について検討を行う。

- 一 オリンピックレーン等の設置及び車両による輸送に関する事項
- 二 公共交通機関による輸送及び歩行者の誘導に関する事項
- 三 その他必要な事項

(構成)

第 3 条 輸送連絡調整会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

- 2 輸送連絡調整会議には、個別課題の詳細事項を検討するため、個別課題毎に輸送検討会（以下「検討会」という。）を設置することができる。
- 3 検討会は、座長及び委員をもって構成する。

(輸送連絡調整会議の座長等)

第 4 条 座長は、輸送連絡調整会議を主催し、会務を総理する。

- 2 座長は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）施設整備調整局長及び東京都オリンピック・パラリンピック準備局技監をもって充てる。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。
- 4 副座長は、組織委員会大会準備運営第二局輸送宿泊部長、同施設整備調整局施設整備調整部長及び東京都オリンピック・パラリンピック準備局輸送担当部長をもって充てる。

(輸送連絡調整会議の委員等)

第 5 条 委員は、輸送に関わる関係機関より充てるものとし、別表 1 に掲げる者とする。

- 2 委員は、必要に応じ、輸送連絡調整会議の承認を得て、新たな委員の就任や退任を可能とするものとする。
- 3 委員の任期は、大会終了の日までとする。

(検討会)

第 6 条 検討会の座長は、検討会を主催し、会務を総理する。

- 2 検討会の座長は、輸送連絡調整会議の副座長から充てる。検討会の委員は、個別課題に応じて、別表1記載の関係機関から充てる。

(招集等)

第7条 輸送連絡調整会議及び検討会は、各座長が招集する。

(事務局)

第8条 輸送連絡調整会議及び検討会の事務局は、組織委員会及び東京都オリンピック・パラリンピック準備局に置く。

(開催方法)

第9条 輸送連絡調整会議及び検討会の開催方法は、各座長が各会議に諮って決定する。

(他会議との連携)

第10条 輸送連絡調整会議は、大会の円滑な輸送の実現に向けて市民生活や経済活動への影響を踏まえつつ交通行動を見直す取り組みを検討・調整する、交通輸送円滑化推進会議と密な連携に努める。

- 2 輸送連絡調整会議は、大会の輸送について技術的な見地から専門的な検討を行う会議と密な連携に努める。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、輸送連絡調整会議の座長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成29年1月20日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成29年5月18日から施行する。